

## 平成23年第10回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成23年10月25日(火)  
午前9時28分 から 午前10時00分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

<del>1番 木村茂大</del>	2番 塚田修彦
3番 後藤政次	4番 小野三幸
5番 大仁田金次	6番 松本良明
7番 田中文彦	8番 内尾明美
9番 西田悟	10番 高道修二
11番 山本政人	12番 錦戸幸春
13番 宮崎敬三	<del>14番 山下時義(職務代理者)</del>
15番 岡村貞夫(会長)	
4. 本日の欠席委員(2名)

1番 木村茂人	14番 山下時義
---------	----------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第4. 議案第57号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・事務局長補佐 坂元俊司・主幹 松村保則

## 7. 会議の概要

### 1, 開 会

開会 午前9時28分

議長(□□)

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成23年第10回農業委員会総会を開会いたします。本日は、1番の木村茂人委員さん14番の山下時義委員さんが欠席ですが、総会は成立いたしております。

全国農業協同組合中央会の萬歳章会長は環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加反対を訴える請願書を国会に提出すると発表されました。政府は、11月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議までに結論を出す方針を確認された様でございます。ご存じのとおり、TPPは自由貿易協定関税全品の完全撤廃を原則とし、サービスや投資の自由化も検討するとなっております。経済界は賛成でございますが、農業団体は反対で完全撤廃で安い農産物が入れば農家は生きていけないと訴えております。米で77.8%・牛肉で50%の関税で我が国の農業を守っております。今後の成り行きに注目したいと思います。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番の塚田修彦委員さんと3番の後藤政次委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏及び坂元氏並びに松村氏を指名致します。

### 3, 議 事

それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第55号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(□□) 日程第2. 議案第55号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。3ページをお開きください。申請人は□□□の□□□□さんで、申請物件は、△△△字△△△の畑、1筆220㎡で、転用の目的は個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、現在、娘家族が同居中だが、既存の住宅では手狭で将来のことを考えると別居できる新たな住居が必要だと考えて検討していた。今回、資金的な目途が立ったので、申請の運びとなった。他に代替えできる用地もないことから申請地を宅地として整備し管理したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましては、4ページから10ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致しております。以上です。

議長(□□) ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。この件についてご意見のある方はお願い致します。

事務局(□□) はい。(□□□ □□□□挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

事務局(□□) □□□から補足の説明をさせていただきます。書類審査並びに現地調査をお預かりした書類を基に行っております。まず、書類の方ですが、今回、□□□□さんご本人の申請ですが、□□さんはご存じのとおり□□□□□□区の区長さんでございまして、ご本人が区長であるという立場上、添付書類につきましては、副区長さんの審査を頂き合意を頂いていることを申し添えます。

又、現地につきましては、ご本人が所有されている畑地でございますが山間の裾に位置している所でございます。日照的にどちらに傾いても山陰になってしまう様な立地条件でございます。

畑地自体も平らなほ場でなく現況の道路が上り坂になっておりますが、それに面して傾斜している様な地形でございます。8ページ・9ページをご覧頂くと分かると思いますが、8ページの右側に入っておりますのが町道です。それを挟む様に左側に水路が入っております。地形自体は、右下の方から左上に向かって下っている様な形状になっております。ここには過去に農業用倉庫が建てられておまして、今回はこの農業用倉庫を既存の建物としてそのまま使えるところは使って利用するという形での申請となります。場所的には9ページの見取り図の1階部分の右側に既存物として表示をさせて頂いております。これは車庫になる予定です。2階部分がその上に居住スペースが出来ると言う形で申請を受けております。以上、補足の説明をさせていただきます。

議長(□□)

はい。ありがとうございます。只今、□□□から詳しく補足をして頂きました。他にご意見ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第2．議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第2．議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。

12ページをお開きください。申請人の譲受人は□□の□□□さんで、譲渡人は同じく□□の□□□□□さんです。申請物件は、△△字△△の畑、1筆141㎡です。転用の目的は個人住宅で、

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地は宅地に隣接する農地で、昭和61年頃建築した居住用建物の敷地となっている。当該地は以前から宅地の様な形状であったことから農地としての認識がなく家族が建物を建築してしまった。今回、この建物を増改築することにになり、用地の利用等について家族と確認が出来たので申請の運びとなった。現在も居住している建物で新たに子供も増えており、他に代替えできる用地もないことから申請地を宅地として利用したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましては、13ページから19ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、位置図、平面図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致しております。今回、始末書を添付しての申請でございます。以上です。

議長(□□)

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。この件についてご意見のある方はお願い致します。

ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第3．議案第57号農用地利用集積計画の認定についてですが、この案件は、□□□□委員さんご本人が借り手となる案件が含まれております。従いまして、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(□□委員退席)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第3．議案第57号農用地利用集積計画の認定について説明致します。22ページをお開きください。まず、新規の利用権等の種類が利用権設定賃借権で、設定の期間が5年2ヶ月、借り手が□□□の□□□□さん、設定を行う農用地は△△△字△△△の田、1筆、955㎡の内700㎡。貸し手は、同じく□□□の□□□□さんです。次に、23ページをお開き下さい。円滑化法人借り入れで、転貸の利用権等の種類が利用権転貸賃借権で、設定の期間が6年2ヶ月のものが2件、借り手が苓北町農業協同組合で、設定を行う農用地は、△△△字△△△及び△△の田2筆1,078㎡と△△字△△△△の畑、2筆、1,290㎡で、貸し手は、□□□□さんと□□□□さんです。次に、設定期間が、10年2ヶ月のものが2件、借り手は同じく苓北町農業協同組合で、設定を行う農用地は、△△△字△△△の田、2筆1,044㎡と△△△字△△△△の田、1筆4,049㎡、畑、1筆1,654㎡合計の2筆5,703㎡で、貸し手は、□□□□さんと□□□□さんです。次に24ページをお開き下さい。

ただ今ご説明いたしました、円滑化法人借り入れに対する貸し付けで、利用権等の種類が利用権転貸賃借権で、設定期間6年2ヶ月の△△△字△△△及び△△の田2筆の借り手が□□□□さんで、△△字△△△の畑2筆の借り手が□□□□さんです。設定期間が10年2ヶ月の△△△字△△△の田2筆の借り手が□□□□さんで、△△△字△△△△の田、1筆及び畑1筆の借り手が□□□□さんとなります。以上です。

議長(□□)

ありがとうございました。今事務局から新規・円滑化法人の借り入れ及び貸し付けについて説明がありました。この件について、ご意見のあられる方は挙手願います。

ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに決定を致します。それでは、議事参与の案件が終了致しましたので、□□委員さんの入室を許可致します。

(□□委員入室自席に着席)

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願い致します。

事務局(□□)

それでは、その他の項で説明したいと思います。別紙のその他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1. 農地改良届けについて(報告事項) 2件
2. 農地法施行規則第32条1項1号に基づく届けについて(報告事項) 1件(現時点では、工事が進み完了している)
3. 全国農業新聞加入推進強化について  
(先月に引き続き加入推進についてお願い)
4. ふれ愛in荅北について(現在の状況を報告)

5. 次回第11回総会は11月25日、金曜日の午前9時30分開催予定。
6. 農地法4条・5条の権限移譲について（報告）  
（天草管内足並みを揃え25年4月からを目標にする）

議長(□□)

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成23年第10回総会を閉会致します。

閉会 午前10時00分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

苓北町農業委員会会長 \_\_\_\_\_

〃 農業委員 \_\_\_\_\_

〃 農業委員 \_\_\_\_\_